平成２６年（フ）第９０２号
大阪市西成区津守１丁目12番１―304号
債務者　藤原　竜雄
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９０３号
大阪府枚方市北片鉾町13番３―201号
債務者　松田眞酉美（旧姓中林）
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９１０号
大阪市港区夕凪１丁目９番８―313号
債務者　田中　裕之（旧姓切畑）
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９３４号
大阪府枚方市楠葉面取町１丁目11番21号
債務者　細見　昌弘
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９６２号
大阪市西成区北開１丁目１番１―205号
債務者　田浦　和枝
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９６６号
大阪府守口市南寺方東通３丁目３番12―304号
債務者　秋吉　広行
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９７７号
大阪府高槻市古曽部町１丁目１番８―405号
債務者　中辻　嘉貴
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９７８号
大阪府豊中市熊野町１丁目７番28―206号
債務者　河本　正美
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８号
岩手県花巻市山の神640番地　コーポ瀬川Ｂ２号、旧住所岩手県花巻市桜町４丁目260番地２　ロイヤルハイツけやき
債務者　飯島喜久一
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第２８号
茨城県稲敷郡阿見町大字青宿366番地１　コーポ阿見Ａ―102号
債務者　出沼靖博こと　上田　靖博
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１５８０号
埼玉県和光市白子２丁目17番61―101号　ルクソールヒル和光
債務者　浅田　榮治
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２５号
埼玉県戸田市大字新曽1021番地　フラワーハイツ303号室、旧住所埼玉県戸田市氷川町１丁目６番15―212号
債務者　石渡　文雄
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２６号
埼玉県戸田市大字新曽1021番地　フラワーハイツ303号室、旧住所埼玉県戸田市氷川町１丁目６番15―212号
債務者　石渡　裕一
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４４号
埼玉県川口市青木４丁目22番７―802号　レーベンハイム川口ニュートリア
債務者　杉山　亜希
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０２号
さいたま市西区大字飯田新田314番地３
債務者　大谷智緒里
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０９号
さいたま市西区三橋５丁目2025番地２
債務者　内田　正広
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１６号
埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地　尾山台団地５―23―102
債務者　神谷　正信
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係